平成２２年（フ）第５８１号
福岡市城南区南片江２丁目12番９―301号
債務者　楢崎　鮎美（旧姓古市）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５９５号
福岡市東区松香台２丁目６番11―201号
債務者　小玉恵理子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７００号
福岡市西区壱岐団地７番406号
債務者　平山　正雄
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７０１号
福岡市西区壱岐団地７番406号
債務者　平山美津代
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７１７号
福岡県筑紫野市杉塚６丁目７番３号
債務者　林　　一雄
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７４０号
福岡県筑紫郡那珂川町松木６丁目１番５号
瀬戸タウンＤ102号
債務者　榊　　隆志
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７７５号
福岡市中央区薬院１丁目12番23―803号
債務者　長谷　壽子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８０５号
福岡県宗像市城西ヶ丘４丁目４番地１
債務者　辻　　誠
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８５８号
福岡市博多区博多駅前４丁目33番11―309号
債務者　松原　昌康
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９１５号
福岡市西区愛宕１丁目22番19―301号
債務者　伊野原　薫
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９２３号
福岡市早良区野芥７丁目40番16号
債務者　香川　由美
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９２９号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目８番５号　エトランゼ宮本10―８号
債務者　賀部　雄三
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９９２号
福岡県糟屋郡新宮町大字原上1818番地２
債務者　石橋　廣喜
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０１４号
福岡県太宰府市五条２丁目９番６号
債務者　高畠亜希子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０１５号
福岡市早良区小田部２丁目19番８―101号
債務者　稲富　裕司
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０６５号
福岡市南区弥永団地10番308号
債務者　中田　昭義
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０６６号
福岡市南区弥永団地10番308号
債務者　中田　暁子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１１７号
福岡市東区松崎４丁目34番20号
債務者　高山喜代子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９号
福岡県八女市黒木町田代1550番地１
債務者　清水　悦英
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所八女支部